解散公告（第二回）

当法人は、基本財産の滅失による一般財団法人の目的である事業の成功の不能により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十三日

大分県中津市一〇六〇番地

財団法人愛光保育園

代表清算人　重松　祐哉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十三日

岩手県大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜一八

社団法人崎浜公益会

代表清算人　遠藤　喜隆

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十三日

埼玉県鴻巣市寺谷一六五番地三

農事組合法人鴻巣農産物生産直売組合

代表清算人　大澤　一司

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により平成二十五年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十三日

静岡市葵区田町一丁目七〇番三七号静岡県青少年会館ボーイスカウト静岡県連盟事務局内

財団法人ボーイスカウト静岡県連盟維持財団

代表清算人　山本　克己

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月二十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十三日

滋賀県大津市北大路一丁目六番地栄三会館内

社団法人栄三会

代表清算人　髙崎　忠郎

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十五年八月二十二日付けで兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に対し債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十三日

兵庫県加東市社五〇番地

清算法人社土地改良区

清算人代表　井上　壽弘

解散公告（第三回）

当認可地縁団体は、総会の決議により平成二十五年七月十九日付で解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十三日

広島県尾道市瀬戸田町林八四三番地一

認可地縁団体林自治会

清算人　萬所　象治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市前谷地字横須賀五五番地、最後の住所宮城県石巻市前谷地字馬道前一一五番地　被相続人　亡　白石　良行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

宮城県石巻市穀町一二番一八号石巻駅前ビル二階いしのまき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　前田　拓馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県高萩市大字島名一六八一番地一、最後の住所茨城県高萩市大字島名一九二四番地の一　被相続人　亡　熊代　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

事務所茨城県水戸市南町一―三―二三カナザワビル五階

相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鉾田市箕輪二〇六一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　白田　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

事務所茨城県水戸市五軒町一丁目五番四八号中村ビル三階

相続財産管理人　弁護士　木名瀬修一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市高野町一八七番地四、最後の住所千葉県銚子市高野町一八七番地の四　被相続人　亡　植松　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　島田　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市恩名二五〇三番地、最後の住所東京都小金井市本町一丁目一〇番一五号　被相続人　亡　宮本　幹男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所東京都大田区糀谷町四丁目一八三番地、死亡の場所不詳、死亡年月日昭和三十三年九月二十八日、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不詳　被相続人　亡　伴野　徳論

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

事務所東京都渋谷区神南一―二二―八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県厚木市妻田東一丁目二二六八番地六、最後の住所神奈川県厚木市妻田東一丁目一七番五七号　被相続人　亡　難波　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

神奈川県小田原市本町二丁目二番一六号陽輪台小田原二階二〇九

相続財産管理人　弁護士　三川真由美

第14期決算公告　平成25年9月13日

福島県石川郡古殿町大字松川字大作50番地

株式会社富士通テレコムネットワークス福島

代表取締役　佐久間　巌

貸借対照表の要旨（平成25年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	375,636
	固定資産	15,486
	合計	391,122
負債及び純資産の部	流動負債	217,370
	固定負債	41,539
	株主資本	132,212
	資本金	100,000
	資本剰余金	12,553
	資本準備金	12,553
	利益剰余金	19,659
	その他利益剰余金	19,659
	（うち当期純利益）	(5,154)
	合計	391,122